

～携帯・スマホの使い方について再確認を！～

新学期がスタートし、学級の連絡網に電話番号を載せたり、部活動の連絡用として電話番号を伝えたりすることもあります。

児童生徒とメールやLINE等のやりとりから問題が発生することも予想されます。教職員として、児童生徒との連絡の取り方について十分注意しましょう。

<学校の取り決めに再確認しましょう>

- 児童生徒の携帯電話に直接連絡をとらない。
- 先生のメールアドレスや携帯電話の番号を児童生徒に教えない。
- 児童生徒との連絡(部活動の連絡等も)に、LINE等を使わない。
- 直接、児童生徒に連絡するのではなく保護者へ連絡する。



- 1 児童生徒の携帯電話に電話・電子メールをすることは原則として禁止する。
- 2 児童生徒との間で携帯電話の番号やメールアドレスを取得したり伝えたりしないこと。

「平成23年11月30日付 教教高第619号 県立学校通知 (一部省略)」

<個人使用の際も注意しましょう>

- 教職員間や友人間でのやりとりの際も、発言等に十分気をつける。
- 学校や児童生徒の情報をうかつに出さない。